

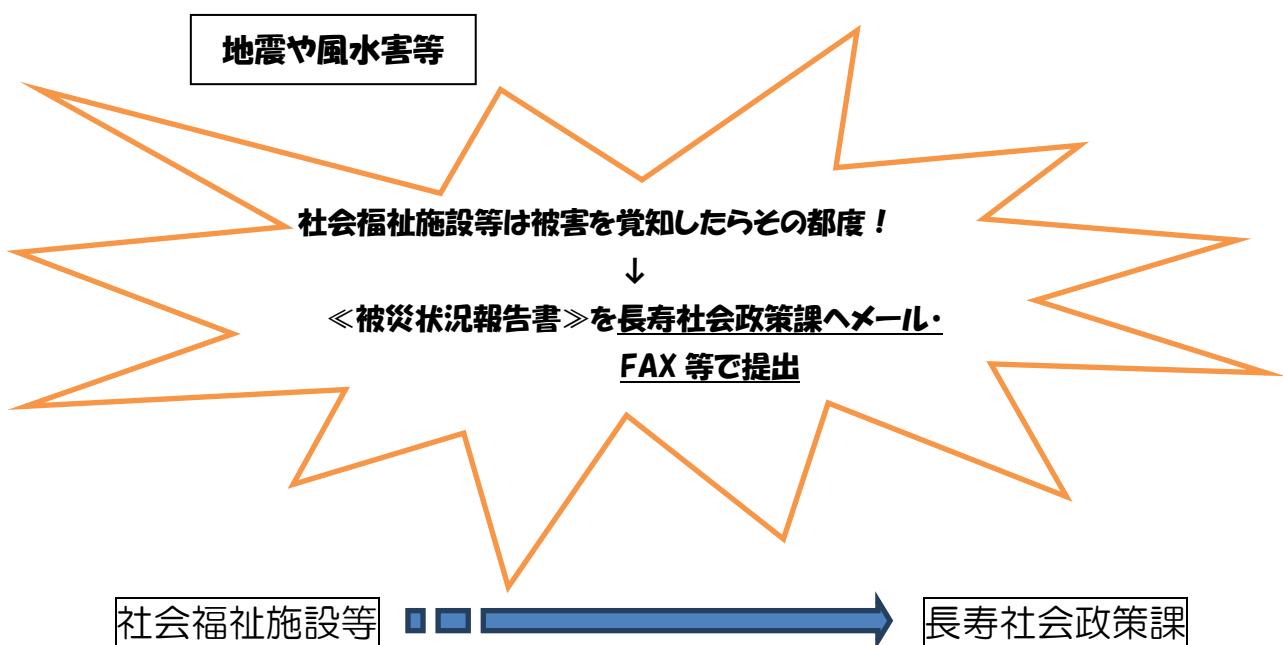
被災状況の報告

地震・風水害時の被災状況の報告について

社会福祉施設等で、地震や風水害により物的・人的被害を覚知した場合は、別紙の【被災状況報告書】により、長寿社会政策課へメール・FAX 等でその都度報告を行ってください。

- ※ 報告対象の社会福祉施設等は、下記のとおりです。
- ※ 報告対象の被害は、人的被害（軽傷を含む）及び物的被害（施設・設備の損傷や業務運営に重大な支障をきたす事象等）で、各社会福祉施設等の判断によるものとします。（例：局地的な集中豪雨により施設が浸水し、サービス提供に支障がでた場合等）
- ※ 報告を受けた情報は、市町村から大阪府に集約し、国（厚生労働省）が実施する風水害等被災にかかる調査に活用させていただきます。

【社会福祉施設等から長寿社会政策課への情報伝達】



【対象施設】(高齢施設関係のみ)

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- 介護老人保健施設
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防））
- 老人短期入所事業（短期入所生活介護（介護予防））
- 小規模多機能型居宅介護事業（小規模多機能型居宅介護（介護予防））
- 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護（介護予防））
- 複合型サービス福祉事業
- 老人福祉センター
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅

【報告対象】

地震

震度 6 弱以上…全施設（事業所） ※被害の有無にかかわらず報告してください

震度 5 強以下…被害を受けた施設（事業所）のみ

風水害、その他

被害を受けた施設（事業所）のみ

【被災状況報告について】

- ・被災状況報告書の提出は長寿社会政策課までお願いします。
- ・被災状況報告書の様式のダウンロード方法は下記をご参照ください。

◆様式ダウンロード方法

豊中市ホームページ ⇒ 「健康・福祉・医療」 ⇒ 「介護保険・高齢者福祉」
⇒ 「介護保険」 ⇒ 「介護保険（事業者向け）」 ⇒ 「お知らせ」 ⇒ 「全サービス
共通のお知らせ」 ⇒ 「災害関連」 ⇒ 「被災状況報告」

(問合せ)

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

〒561-8501

豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号 第二庁舎 3 階

TEL : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146

E-mail : chouju@city.toyonaka.osaka.jp

受付 NO.	受付日

(様式)

被災状況報告書

罹災日時：(概ね) 【 年 月 日 時 分 ころ】

報 告 日 時	月	日	時	分 現在
施 設 種 別				
施 設 名				
定 員				
施 設 所 在 地				
担 当 者	日常生活圏域			
連 絡 先 (電話番号等)				
人 的 被 害	死傷者： 名 (うち死者 名) 負傷者の状況・負傷程度等 []			
物 的 被 害 (被害状況)				
避 難 の 有 無	有	・	無	(避難状況・避難先等)
<u>現 在 の 状 況</u>				
	利用者及び入居者の安否確認状況 確認済 ・ 確認中 ・ 未着手			

(注 1) 被害状況については、施設のどの部分が、どのように被害をうけているかが判るよう可能な限り具体的に記載すること。

(注 2) 施設が罹災した日及び施設の被災による避難の有無を記載すること。

(注 3) 現在の状況には、「復旧済み」「〇日から通常使用できる予定」など具体的に記入すること。

(注 4) 利用者及び入居者の安否確認情報は別紙にて詳細を報告すること。